

令和 7 年度入札制度改正について

1. 少額随意契約基準額の改正

地方自治法施行令の改正による少額随意契約基準額の引き上げに伴い、下記のとおり改正を行います。

(1) 工事関係

項目	改正前	改正後
競争入札の対象とする予定価格	130 万円超	200 万円超
内訳書提出の対象とする予定価格	130 万円超	200 万円超
工事成績評定の対象とする請負金額	130 万円超	200 万円超

(2) 業務関係

項目	改正前	改正後
競争入札の対象とする予定価格	50 万円超	100 万円超

2. 消費税等課税事業者届出書の廃止

これまで、契約締結時に提出いただいていた「消費税及び地方消費税 課税・免税 事業者届出書」について、落札者の事務負担軽減を図るため廃止します。ただし、免税事業者については「免税事業者届出書」の提出が必要となります。

	改正前	改正後
課税事業者	「消費税及び地方消費税 課税・免税 事業者届出書」を提出	不要
免税事業者		「免税事業者届出書」を提出

3. 適用日

令和 7 年 4 月 1 日以降に行う入札公告又は指名競争入札執行通知から適用します。